

広告付き「姫路市がん検診ガイドブック」協働発行事業に係る要求水準書

1. 概要

本要求水準書は、姫路市（以下「市」という。）が、市民の健康増進及びがんの早期発見・早期治療を目的として実施するがん検診を周知・啓発するため、広告付き「姫路市がん検診ガイドブック」（以下「ガイドブック」という。）を市と民間事業者等（以下「協働発行事業者」という。）が協働で発行するにあたり、必要な事項を定めるものである。

2. ガイドブック規格（基本仕様）

- ・サイズ・頁数：A4 判（297mm×210mm）、表紙周り 4 頁 + 本文 12 頁（計 16 頁）
- ・刷り色・製本：全頁 4 色刷（プロセスカラー）、中綴じ
- ・用紙：マットコート紙 70kg 以上（市民が読みやすく、長期保存に適した質感のもの）

3. 発行部数及び納品日等

(1) 発行部数（想定）

- ・223,400 部／年（令和 8 年度実績を基準とする）
※市が指定する全戸配布分及び各施設配布分、予備分。世帯数の増減等により別途協議のうえ決定する。なお、広告掲載者等へ提供する部数はこれに含まない。

(2) 納品日（厳守）

- ・令和 9 年度版：令和 9 年 5 月 14 日頃（予定）
- ・令和 10 年度版：令和 10 年 5 月 14 日頃（予定）
※納品日は毎年 4 月中旬までに市が指示するものとする。
※ガイドブックは各年度の広報ひめじ 6 月号と同時に全戸配布するため、納品日は厳守すること。

(3) 納品場所及び方法

指定する以下の場所へ搬入・積み下ろし作業を含め、協働発行事業者の責任において納品すること。なお、ガイドブックの配布自体は広報ひめじの配送業者が行うため、本事業でガイドブックの各戸配送は不要とする。

- ・広報ひめじ配送業者の事業所（市内 1 箇所）：約 220,000 部（全戸配布用）
- ・姫路市保健所予防課（保健所庁舎内）：約 3,400 部（窓口設置・予備用）

※詳細な納品部数は、各年度納品日の１ヶ月前までに市が指示する。

4. 事業期間

協定締結の日から令和10年5月31日までとする。

- ・各年度につき1回納品をすること。
- ・納品日については、前項第2号を参照すること。

5. 業務内容

(1) 実施体制及び進行管理

- ・協定締結後7日以内に統括責任者を定め、緊急時を含む連絡体制を報告すること。
- ・必要に応じて定例報告を行い、広告募集状況及び制作工程を共有すること。

(2) 企画・制作業務

紙面の作成にあたっては、次に掲げるとおり実施するものとし、2年度目の事業については①及び②については省略することも可能とする。詳細については本市と協働発行事業者とで協議して決定する。

① デザインの企画・レイアウト案の提示

- ・協定締結後、提案した事業スケジュールに従い、『がん検診ガイドブック』の企画及びレイアウト案について、方向性の異なる2案以上を本市に提出すること。
- ・制作にあたっては、行政資料に求められる公共性と利便性を確保するため、次の事項を遵守すること。

ア アクセシビリティへの配慮：色覚特性に配慮した配色（カラーユニバーサルデザイン）や、誰にでも読みやすいユニバーサルデザインフォントを選定し、すべての市民に公平に情報を届ける工夫をすること。

イ 利便性の向上：本市の電子申請へのスムーズな誘導を図るための二次元コードの適切な配置や、デジタルツールとの連携など、市民の利便性を高める具体的な提案を盛り込むこと。

ウ 視認性の高い誌面構成：複雑な検診制度や日程等の情報を、市民が誤解なく直感的に理解できるよう、情報の優先順位に基づいた適切な整理・再構成を行うこと。

② 市の承認及び方向性の決定

- ・提示したデザイン案について市と協議を行い、承認を得たデザインを採用する。
- ・承認されたデザイン案に基づき、次項以降の制作工程へ移行するものとする。

③ 市による原稿提供及び協働発行事業者による紙面案の作成

- ・市が提供する冊子の制作に必要な行政情報及び啓発情報に基づき、具体的な紙面構成案

を作成すること。なお、紙面に記載する主な行政情報及び啓発情報は次の通りとする。

ア 行政情報

各種がん検診の案内、日程、会場、申込手順等情報

イ 啓発情報

がん予防、早期発見の重要性、精密検査の受診勧奨等、市民の受診意欲を高めるための情報

- ・ 詳細については令和 8 年度姫路市がん検診ガイドブックを参考とすること。

④校正から校了まで

- ・ 市による校正は 3 回以上を想定する。初校の校正は、本市が紙面提出後 2～4 週間以内に校正指示を行い、協働発行事業者は当該指示を受けた日から 2～4 週間以内に紙面を修正するものとする。再校以降の校正は、本市が紙面提出後 1～2 週間以内に校正指示を行い、協働発行事業者は当該指示を受けた日から 1～2 週間以内に紙面を修正するものとする。校正にあたっては、本市及び協働発行事業者が協議のうえ、双方の作業期間及び納品期限に支障のない合理的な範囲で対応するものとする。
- ・ 市による最終確認を受け、校了（印刷承認）を得ること。

⑤印刷・製本

- ・ 校了したデータに基づき、第 2 項に定める規格にて印刷・製本を行うこと。

⑥納品

- ・ 第 3 項に定める納品日までに、指定の場所へ責任をもって搬入・納品すること。

(3) 広告募集・審査業務

提案した広告募集の計画に従い、適切に広告を募集すること。なお、詳細については本市と協働発行事業者とで協議して決定する。

①広告主の募集及び営業活動

- ・ 本事業の趣旨を理解し、市の広報活動に相応しい広告主を広く募集すること。営業時は公的事業の受託者として適切な態度を堅持すること。

②広告掲載の審査及び承認申請

- ・ 広告主の募集や広告内容については「姫路市広告掲載基準」を遵守し、事前に市の承認を受けること。不適切な広告、排除対象業者による広告、又は排除対象業者を利する内容の広告の掲載は一切禁止する。
- ・ 市の広告掲載基準等に基づき事前審査を行い、本市の確認を経た案件のみ広告掲載の申請を行うこと。なお、本市の承認を得られない広告は掲載してはならない。市から修正指示や不承認の判断が下された場合は、事業者の責任において速やかに対応すること。

③広告掲載契約の締結と進行管理

- ・ 広告主に対し審査規定や免責事項を十分に説明した上で契約を締結し、適切に校正・進行管理を行うこと。広告原稿の作成から市・広告主による最終確認まで、発行工程に遅

延なく完遂すること。

④広告料の徴収及び債権管理

- ・ 広告料の請求・回収・督促等の一切の業務を事業者の責任で行い、万一未入金が発生しても市へ費用請求はしないこと。広告収入の多寡によらず、冊子制作及び納品に係る全費用を事業者が負担すること

※ 広告の募集方法、広告の掲載期間は提案による。

6. 進行スケジュール（各年度のマイルストーン案）

各年度、以下のスケジュールを目安に進行すること。

- ・ 10 月～11 月：発行協定締結、見本誌の作成（協定締結は、初年度のみ）
- ・ 10 月下旬：市より行政記事・前年度原稿等の提供
- ・ 11 月～1 月：啓発記事のデザイン案作成、広告営業（募集）の実施
- ・ 1 月～2 月：広告内容の市による審査
- ・ 12 月～3 月：編集・校正作業（第 1 回～第 3 回、最終校正）
- ・ 3 月下旬：校了（市による最終承認）、校了確認書への押印
- ・ 4 月初旬：印刷・製本工程
- ・ 5 月 14 日：指定場所への納品完了
- ・ 5 月：市内全戸配布（市委託業者が実施）

7. 成果物の納品等

- ・ 事業者は、以下の成果物を次の通り納品すること。なお、当該成果物に係る著作権その他権利の取扱いは、第 10 条の定めによる。

成果物名称	提出形式	数量	提出期日
ガイドブック（冊子）	第 3 項の部数	印刷物（現物）	各年度 5 月 14 日
ホームページ用データ	PDF 形式（高・低解像度）	1 式	冊子納品日と同日
事業完了報告書	Word または PDF	1 部	各年度 5 月 31 日

8. 広告の取扱い

(1) 免責事項の明記（必須）

- ・ 広告掲載面には、以下の文章を必ず記載すること。

「広告内容に関するご質問等につきましては、広告主に直接お問い合わせください。（広告主と姫路市の検診業務とは直接関係ありません。）」

(2) 広告の規格

- ・版下は完全データ（アウトライン化済）にて作成すること。
- ・紙面に対する広告の割合は 30%以下とし、行政情報の視認性を妨げない配置とすること。

9. 費用負担

- ・広告の掲載により広告主から得られる収入は、協働発行事業者に帰属する。
- ・本業務に係る印刷、納品、調整等一切の費用は、広告収入をもって全額賄うものとし、市は公費を一切支出しない。

10. 著作権

- ・本業務の成果物（レイアウト、イラスト、編集データ等）のうち、本市が作成し、又は本市が提供した資料、写真、原稿その他本市に著作権が帰属する部分に係る著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条を含む。）は本市に帰属し、本業務により協働発行事業者が新たに作成した部分に係る著作権は協働発行事業者に帰属する（本市が著作権を有する部分は除く。）。ただし、協働発行事業者は、本市に対し、本市ホームページへの掲載、広報ひめじ等での周知、その他行政目的の範囲内における無償での複製、公表、利用を期限の定めなく許諾するものとする。なお、協働発行事業者は、当該利用について著作者人格権を行使しないものとする。

11. 責任分担及び損害賠償

- ・協働発行事業者の責めにより、第三者に損害を与えた場合や納期遅延が発生した場合は、協働発行事業者がその責任と負担において解決を図り、市に生じた損害を賠償すること。
- ・広告主の確保不足や、不足を理由とした実施の中止・遅延は認められない。

12. その他

- ・第三者への委託の禁止：業務の主要な部分を一括して第三者へ委託することは禁止する。
- ・疑義の解決：定めのない事項は、市と事業者が誠実に協議し決定する。